

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年6月9日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県	
3. 市区町村名	厚木市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年10月5日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	24	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hi_no=&kk_name=%E5%8E%9A%E6%9C%A8%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8C%B%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=31&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=3&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=3&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 厚木市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		厚木市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表の7 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の(福祉を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年厚木市条例第23号) 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則(平成4年厚木市規則第1号)